

令和2年第1回町議会定例会会議の経過（3月6日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから4日目の会議を開きます。

（午前9時00分）

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第2号、山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第2号、山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正され、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第2号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。山北町印鑑条例の一部を改正する条例。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図る法律の施行に伴いまして、国で定めている印鑑登録証明事務処理要領が改正され、現行制度では、成年被後見人の方は印鑑登録申請ができる対象者から除外となっておりますが、改正後は、成年被後見人御本人が窓口に来庁し、かつ法定代理人も同行していれば、印鑑登録申請ができることとなります。さらに、今回の一部改正は、非漢字圏の住民と旧字使用の方が登録できる印鑑の規定について条文を整理するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目をごらんください。

第2条第2項につきましては、印鑑の登録ができない方の規定を、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

第4条第2項につきましては、非漢字圏の住民が登録できる印鑑の規定を、第6条第1項第4号につきましては、旧字使用の方に係る印鑑登録原票の登録の事項の規定を、それぞれ国の印鑑登録証明事務処理要領と同様の文言に修正するものでございます。

それでは、議案の2枚目にお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上ではございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

ちょっと曖昧な表現なのでお伺いするんですけども、「意思能力を有しない者」というのは、どなたがどのように判断されるのか、1点お伺いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 お答えさせていただきます。

結局は、窓口に来られた段階での確認なんですけども、もちろん成年被後見人が設定されている方というのは、町のほうでも把握ができておりますので、そのようなところから判断させていただきます。

意思能力があるかないかということに関しましては、非常に難しい判断能力も要るかと思うんですけども、やはり窓口の中で成年被後見人の方が発する内容、そういったものをよく伺った上で、きちんと御本人様の意思ということを確認するような形になろうか思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、特に窓口の判断に任せるということで、診断書が必要とか、そういったことはないということであると、何かお答えするときに失礼に当たる場合もあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺は、その対応について、何か徹底されるようなことはあるんでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 今回の段階で、このようなという、まだ処理マニュアルとか、そういったものを作成してはいないんですけども、それと正直な話、当町においてのこのようなケースに係る事例というのは、現段階での対象件数から考えると、非常に少ない状況であろうかとは思われます。ですが、そのような状況であっても、判断、そういったもの、実際にあったときには、一人に対応するのではなく、複数の者で、きちんとお伺いした上でそんなようなケースが発生した場合に、またそのような事項をきちんと記した上で、その後の対応に課題点とかあるようであれば、きちんと記録して残したいと、そのように考えておるところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第2号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第3号、山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第3号、山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例の制定について、山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、ヒルズタウン丸山駐車場の設置に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 それでは、議案第3号 山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例の

制定について説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例。

山北町駐車場使用条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、本日参考資料といたしまして、ヒルズタウン丸山分譲地の区割り図を机上配付させていただいておりますので、そちらをごらんください。

ヒルズタウン丸山分譲地につきましては、道路と宅地が同じ高さになっていす平地の区画が17、宅地が道路より高い位置にあります車庫付きの区画が13、この車庫付き区画なんですけれども、番号で言いますと9番から13番と、上の段の23番から30の、これ階段の図が書いてある区画になるんですけれども、こちらの合計の30区画の宅地造成が行われております。現在、このうち17区画が、番号の上に済マークを印してある区画になるんですけれども、こちらが、契約が成立しております。

今回、この分譲地の販売に当たりまして、分譲地が丸山の中腹にあるというような立地状況から生活するには車が欠かせないものだというふうに考えております。車庫付き区画につきましては、もうこれ以上駐車場を宅地内で作るといことが不可能でありますので、この2台目となる車両の駐車場を確保するということが、販売に当たる不可欠になるのではないかというふうに考えまして、今回、平地の14と11戸の区画、一番左側、斜線で駐車場というふうな、印してあるんですけれども、こちらの区画を駐車場として整備いたしまして、使用料を徴収するために、ここで駐車場の位置や使用料について定めるものであります。

なお、この駐車場の区画数なんですけれども、車庫付き区画と同数の13台を予定しております。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきますので、新旧対照のほうをごらんください。

第2条につきましては、駐車場の設置場所について規定しているものです。谷ヶ駐車場の上に、名称をヒルズタウン丸山駐車場。位置、山北町山北931番地8をそれぞれ追加するものです。

使用料につきましては、別表により料金を規定しており、ここでも谷ヶ駐  
車場の次に、区分、ヒルズタウン丸山駐車場。使用料、月額2,000円を、そ  
れぞれ追加するものけです。

なお、この使用料の2,000円につきましては、現在定住対策課のほうで管  
理しております町営住宅の駐車場、こちらの屋根がついてない屋外の駐車場  
使用料を3,000円としております。今回の駐車場に関しましては、山の中腹  
にあるということと、また住居と駐車場の離れる区画もあるというような立  
地状況を考慮しまして、2,000円といたしました。

それでは、1枚お戻りください。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第3号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9番、児玉でございます。

計算すればわかるようなことなんでしょうけども、これが、結局1台  
2,000円で13台といったことは、年間で大体町に入ってくるお金といったと  
ころがいくらぐらいなのか。また、それはおそらく今回の予算では含まれて  
いませんが、補正で入ってくるのか、そこだけ確認をいたします。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 現在、駐車場車庫付きの区画の販売が4区画というふうになっておりま  
す。そのうち今13の区画、こちらが建設を今しているところで、残りの3区  
画に関しましては、今年度には建設を始めるというような話を聞いておりま  
すので、また、利用に当たりまして、確実に2台目が必要になるというところも話がまだ今後来るところと、やはり販売に当たりまして、2台目の駐車場がなくて販売するに当たりまして、ここは使えるよというような販売促進も兼ねていますので、現在、今年度いくらまでというまではちょっと今出ていないような状況になっております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 児玉です。

例えば、今その車庫つきのという話でした。それが売れなかったら、通常  
の例えば4番とか5番とか、そういう人たちが追加で借りたいとか、そうい  
うような場合も受け付けるということですかね、3台目とか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 現状では、基本は車庫つきの方の駐車場というふうに考えています。今  
後、今言われた、まだ販売がいかないのというときにあれば、その期間ま  
ではというような条件をつける等で考えるということはあるのかなというふ  
うに感じております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 すみません、最後に、これは条例の改正、制定の部分のあれとは少し、ち  
よっと離れちゃうかもしれないんですけど、このつくり方というんですか  
ね、この駐車場、非常にこの絵だけを見ると、非常にカーブが急カーブで、  
そこを僕も何度か通ったことがありますけど、ちょっと上から来る、下から  
上ってくると上から来る車が見えないとか、これ5メートル道路でしたか、  
結構カーブをくうっと来るときに危険かななんて思うので、この駐車場の  
入り口、アクセスする場所とか、あとは道路側に安全対策というか、カー  
ブミラーを設置するとか、何かそういった具体的な考えというか、今工事  
の内容はありますか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 工事の、駐車場の整備内容なんですけども、今、児玉議員の言われるよ  
うに、非常に、ここはカーブがきついということがありまして、特にその下  
の14区画の部分に関しましては、当初の入り口が駐車場の左下の部分になっ  
て、非常にここは使い勝手が悪いので駐車場としてしまおうというのが、ま  
ず、ここをしているような理由になります。

ここの14と15の区画が、ちょうど1メートルほどの段差があつて、もとも  
と宅地造成ではあつたんですけども、利用を平たく平地で使ったほうが使い  
勝手もいいということで、ここを若干、14と15の区画を一緒に、上の50セン  
チを下の50センチに持ってきて、若干斜めにはなっているんですけども、  
立体の一つの区画と、今しております。

入り口を、この区割り図でいきますと、15の一番上側のところに、若干カ

ーブの抜けたところが、開いているところがあるんですけども、そこを入り口として使うような形で整備しております。

また、安全対策なんですけども、やはり高さがありますので、それに関しては、転落防止柵等を設置する予定でおります。

議 長 ほかにございませんか。

12番、山田陽子議員。

12 番 山 田 12番、山田です。

ヒルズタウンのこの駐車場使用料が月額2,000円ということなんですけど、昨年の議会で、山北駐車場と谷ケの駐車場は、消費税の増税でちょっと上がったと思うんですけど、このヒルズタウン丸山駐車場は2,000円の中に消費税も含まれるといった考え方なんですか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 そのとおりで、内税というふうな形で考えております。

議 長 ほかによろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第3号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第4号、山北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第4号 山北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
総務防災課長

総務防災課長。

それでは、議案第4号、山北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、令和元年5月31日に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたため、本条例の引用部分を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

第6条第2項中の下線の部分を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文をごらんください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長

御異議ないので、議案第4号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議 長

起立全員。よって議案第4号は、原案どおり可決されました。

日程第4、議案第5号、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第5号、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、職員に支給する手当について一部改定を行うために提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第5号、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、給料と同時に支給される地域手当の支給率を3から3.5に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。2枚おめくりください。

第9条第2項中「100分の3」を「100分の3.5」に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文をごらんください。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第5号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第5号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第5号は、原案どおり可決されました。

日程第5、議案第6号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長 議案第6号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、会計年度任用職員に支給する報酬について一部改定を行うために提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第6号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、会計年度任用職員の報酬額に含める地域手当の支給率を、正規職員と同率の3から3.5に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。2枚おめくりください。

第17条第4項中「100分の3」を「100分の3.5」に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文をごらんください。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第6号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第6号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第6号は、原案どおり可決されました。

日程第6、議案第7号、山北町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第7号、山北町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特別会計設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、災害給付見舞事業特別会計を一般会計に編入するため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第7号、山北町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、これまで特別会計に分別して経理しておりました災害給付見舞事業特別会計の繰越金が減少した中、今後も柔軟に災害給付金及び災害見舞金事業を実施するため、特別会計から一般会計に移行するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。2枚おめくりください。

第1条第1号の災害給付見舞事業特別会計を削り、2号、3号を繰り上げるものでございます。第2条の引用部分を第1号と第2号に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文をごらんください。

附則。施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

特別会計設置条例の改正に伴う経過措置。災害給付見舞事業特別会計の令和元年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第7号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第7号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第7号は、原案どおり可決されました。  
日程第7、議案第8号、山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第8号、山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 それでは、議案第8号について、御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

山北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

概要でございますが、本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、地震や風水害などの災害により、災害救助法が適用された市町村において、被被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける規定でございます。

これまでの援護資金貸付制度は、援護資金として、貸し付けを受けた者の生活再建が思うようにいかず、期限内の償還が困難になったとしても、救済措置がありませんでした。そのような状況を踏まえ、災害弔慰金の支給等に

関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

改正後の第15条第3項につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の条番号に変更が生じたため、所要の改正をするものです。

改正後の法律第13条では、償還金の支払猶予について新たに規定をし、第14条第1項は償還金免除の対象範囲に、死亡または精神もしくは身体に著しい障害を受けた場合に加え、新たに破産手続の開始の決定または再生手続の開始の決定を受けたときについても償還未済額の免除をすることができると規定されており、第16条では、支払猶予や免除の判断をするときに、貸し付けを受けた者や保証人から収入などの報告を求めたり、官公署に対し必要な文書の閲覧や提供を求めることができると規定されています。また、令第8条は一時償還について、令第9条は違約金について、令第12条は法第13条の支払猶予の政令で定めるものを規定しています。

それでは、2枚目にお戻りいただき、改正文をごらんください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第8号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

6番、瀬戸顯弘議員。

6番 瀬戸 改正前は、償還免除のところで保証人という項目もありましたけれども、改正後では、この保証人が抜けている、なくなっているわけですけど、これの理由は何かをお聞かせいただきたい。

議長 福祉課長。

福祉課長 改正前にある保証人が、改正後はなくなっているということですが、国が保証人の設置を求めていたものですけれど、これが市町村の判断によって設置が決められることになったものですから削除としたものです。

議長 瀬戸顯弘議員。

6番 瀬戸 ちょっと前のところで、この保証人は、災害のときには非常に保証人を設

定するのは難しいと、それでもやっぱり町は保証人を設定するというようなことを、この件ではなかったかと思えますけども、そういう説明がありました。

いずれにしても、保証人の、当町の今の災害のところの前のところでは、保証人を必ずつけろというふうな、保証人を立てねばならないという格好になっていますね、この条例自身は。当然、そうなってくると保証人というのは、保証を徹底してやりなさいよということを、そのまま言ってみれば、前は、前の法律の条文では保証人も、言ってみれば猶予の対象になっているよということだろうと思うんですけども、今度の改正のところでは、保証人は徹底して保証しなさいということで、解釈でよろしいんですか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 町の条例で保証人をつけるということになったものですから、そのとおりでございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第8号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第8号は、原案どおり可決されました。

日程第8、議案第9号、山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号、山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。山北町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、民法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

定住対策課長。

定住対策課長

それでは、議案第9号、山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町町営住宅条例の一部を改正する条例。

山北町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、民法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本町の町営住宅条例の一部を改正する必要性が生じたもので、主な改正内容につきましては、連帯保証人に対する保証内容を規定し、保証債務の範囲を明確化にすることや、敷金に関する定義につきまして、ここで、新たに民法で定められましたので、明文化を行うものになります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、1枚おめくりいただき、新旧対照表の1ページをごらんください。

第12条では、住宅入居の手續及び許可について定めたもので、同条第1項で、住宅の入居手續に当たり連帯保証人の提出を求めています。民法の改正によりまして、連帯保証人が保証する限度額を設定しない契約は効力を生じないということにされたことから、極度額について入居者の入居時の家賃の12月分とする規定を追加するものです。

なお、この極度額の考え方ではありますが、国土交通省による極度額に関する参考資料では、家賃滞納者の滞納発生から明け渡しまでの標準処理期間、これを10カ月としております。それにあと退去に伴います修繕費用、そちらも加味しまして、入居者の入居時における家賃の12月分としたものであります。

同条第2項から第4項までは、極度額の条文の追加により、それぞれ1項ずつ繰り下げるものです。

第13条は、12条第2項の追加に伴う条ずれによりまして、「第2項」を「第3項」に、「前条第4項」を「前条第5項」に、それぞれ改めるものです。

1枚おめくりいただき、新旧対照表2ページを。

第22条では、敷金の定義が明確化されたことに伴い、入居者が債務を履行しない場合、敷金を債務の弁済に充てることができることについての規定を追加するものです。

また、同条第3項では、民法の改正に伴う文言の整理により、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改めるものです。

第47条につきましても、民法の一部改正に伴い、住宅の明け渡し請求を行った際に徴収する額の利息について、「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものです。

それでは、改正文のほうにお戻りください。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第9号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第9号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第10号、山北町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第10号、山北町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、民法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要



が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 それでは、議案第10号、山北町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

山北町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の概要でございますが、民法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本町の条例の一部改正する必要が生じたものであります。

改正内容につきましては、連帯保証人に対する保証債務の範囲を明確化するもの、敷金に関する定義について明確化するもののほか、連帯保証人のかわりに保証会社との契約を認めるもの、また公営住宅管理標準条例案の改定に合わせ、文言の整理を行うものなどになります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。新旧対照表の1ページをごらんください。

公営住宅管理標準条例案の改定による文言の整理につきましては、第10条の見出し及び条文中の「手続き」を「手続」に、送り仮名のない文章に改めるもので、第18条におきましても、同様に送り仮名のない「手続」に改めるものです。

さらに、第10条では、民法の一部改正に伴いまして、連帯保証人に対する保証債務の範囲を明確化するため、極度額を12月分とする規定を追加するものです。

同条第2項から第5項までは、極度額の条文の追加によりまして、それぞれ1項ずつ繰り下げるもので、合わせて第2項の追加に伴う条ずれにより、新たな項に改めるものです。

第11条は、連帯保証人の基準について定めたもので、1枚おめくりいただき2ページをごらんください。

第5項では、連帯保証人のかわりに保証会社による契約を認める規定を新たに追加するものです。

第18条は、条文の追加に伴う条ずれにより、「第10条第4項」を「第10条第5項」に、「第25条」を「第26条」に改めるものです。

第19条は、敷金について定めたもので、敷金を債務の弁済に充てることができるよう、新たに規定を追加するものです。

また、同条第2項では、条ずれ及び民法の改正による文言の整理によりまして、「前項」を「第1項」に、「家賃の滞納その他の」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする」に改めるものです。

3ページをごらんください。

第20条では、修繕の実施及び費用の負担について新たに定めるもので、従前では、入居募集を行うときに公表しております入居者募集要項の中で、退去時に行う事項として明示しておりました。さらに入居者への入居案内の中でも説明をして了承を得たものでしたが、今回の条例改正に合わせて、他の住宅条例と同じように明文化し、追加するものになります。

第21条から第32条までは、第20条の追加に伴いそれぞれ1条ずつ繰り下げるもので、1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。

28条第1号では、条ずれに伴い、「25条」を「26条」に改めるものです。

それでは、改正文の最終ページのほうにお戻りください。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、議案第10号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第10号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第11号、山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長 議案第11号、山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、民法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 定住対策課長。

定住対策課長 それでは、議案第11号、山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の概要でございますが、民法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部改正する必要が生じたもので、改正内容につきましては、連帯保証人に対する保証内容を規定し、保証債務の範囲を明確化するもの及び敷金に関する定義について明文化するものになります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第10条では、民法の一部改正に伴いまして、連帯保証人が保証する極度額を設定しない契約は効力を生じないこととされたことから、極度額を入居者の入居時の家賃の12月分とする規定を追加するものです。

同条第2項から第5項までは、極度額の条文の追加により、それぞれ1項ずつ繰り下げるもので、合わせて、第2項の追加に伴う条ずれによりまして、

それぞれ新たな項に改めるものでございます。

第18条は、条文の追加による条ずれに伴いまして、「第10条第4項」を「第10条第5項」に改めるものです。

第19条は、敷金について定めたもので、1枚おめくりいただき2ページをごらんください。入居者が債務を履行しない場合に敷金を債務の弁済に充てることができるように、新たに規定を追加するものです。

また、同条第3項では、民法の改正による文言の整理によりまして、「家賃の滞納その他の」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする」に改めるものです。

それでは、2枚目の改正文にお戻りください。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第11号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

12番、山田陽子議員。

12 番 山 田 山田です。すみません。議案第10号の山北町特定公共賃貸住宅と、この今回の第11号の山北町地域優良賃貸住宅というのは、どういった違いがあるんでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 今、議案第11号で説明させていただきました地域優良賃貸住宅、こちらは、サンライズやまきたの住宅のほうの関係の条例になっております。議案第10号で説明させていただきました特定公共賃貸住宅、これは東山北駅前に設置してありますサンライズ東山北の住宅になります。

この条例がそれぞれ何が違うかといいますと、もとになります法律は同じなんですけども、平成19年に新たに地域優良賃貸住宅に関しましては制度ができて、その制度に基づいてやっておりますので、基本的な内容は同じなんですけども、その設置した年度によりまして、それぞれもとなる基準が違いますので、このようにちょっと条例が分かれているような形になっております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第11号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第11号は、原案どおり可決されました。  
日程第11、議案第12号 山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第12号、山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正等に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第12号について御説明いたします。

初めに、この条例の一部改正につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第243条の2の職員の賠償責任の見直しにより、会計管理者やその関係する職員などのほかに、新たに地方自治体の長や職員も減免措置等の規定が追加され、条ずれが生じたため本条例も一部改正するものでございます。

また、給水人口の改正につきましては、村雨地区の一部を給水エリアに追加したことに伴い、上水道の将来予測として、給水区域人口を推計し、水道事業認可を変更しておりましたので、本改正と合わせて改正するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

左の表が改正後となっております。第2条第3項でございますが、給水人口「1万8,205人」を「1万6,205人」に改めるものでございます。

続きまして、第6条の第243条の2第8項を、条ずれによりまして、第243条の2の2第8項に改正するものでございます。

それでは、1枚お戻りいたしまして、附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第12号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

給水人口についてお伺いするんですけども、村雨を給水地としてふえたらば、給水人口が減るのはおかしいような気がするんですけど、この給水人口の設定というのは、どういうふうな方法で行われるの。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 まず、村雨の給水エリアの一部を取り入れたということで、これは認可なんですけども、その給水人口の推計につきましては、まず一つは、自然減というのが今までの実績であります。その実績率をまず掛けて減少するのと、さらに、そのほかには村雨の一部を人口プラスして、あと開発人口といいまして、これから例えば丸山とか、あと平山工業団地定住対策等でふえる分も見込んで、そういうのを相殺して、今回減少になっているものでございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

6番、瀬戸顯弘議員。

6 番 瀬 戸 6番、瀬戸です。

この水道事業に業務する職員の賠償責任の任に問われる事案というのは、例えばどういうことがあるか、今までの、何か例があればお聞かせ願いたいです。

- 議 長 上下水道課長。
- 上下水道課長 例えば、今までは会計管理者のみだったんですけども、今度は組長、職員ということで、例えば公金の支出について、多額の賠償が発生した場合とか、それとか重大な過失において、そのようなときに、要は個人の負担となるようなことがあった場合に、この改正で減免措置がとられているというような法律になっております。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 議 長 御異議ないので、議案第12号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。
- (全員起立)
- 議 長 起立全員。よって議案第12号は、原案どおり可決されました。
- 日程第12、議案第13号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。町長。
- 町 長 議案第13号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第7号)。
- 令和元年度山北町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,269万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億1,995万7,000円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。
- 債務負担行為の補正。
- 第2条、債務負担行為の変更は、「第2表、債務負担行為補正」による。
- 繰越明許費。
- 第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表、繰越明許費」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なもの、確定見込み等による町税及び国、県の補助、負担金の変更であり、歳出の主なものは、各事業費の執行見込みによる減額で、歳入歳出それぞれ4,269万6,000円を減額するものです。また、洒水の滝遊歩道整備事業費ほか1事業費について、債務負担行為の設定、補正、中小企業・小規模企業復旧支援事業他4事業について繰越明許費の設定をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第13号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、1款町税から20款諸収入まで、合計で4,269万6,000円の減額補正でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、1款議会費から、次の6ページ、7ページをお開きください。13款予備費まで、歳入と同額の減額補正でございます。

次に、6ページ下段の第2表、債務負担行為補正でございます。

（仮称）山北スマートインターチェンジ新設事業工事等細目協定につきましては、期間を令和2年度から令和5年度に、限度額については、消費税増税などに伴い2億3,870万9,000円を2億4,224万7,000円に、それぞれ変更をするのでございます。

また、新規設定として、年度内に協定を締結するために洒水の滝遊歩道整備事業費を、期間については令和23年度まで、限度額は利率が確定していないため元金の4億1,141万2,000円と利子に相当する額で、それぞれ設定をするものでございます。

申しわけございませんが、51ページをお開きいただきたいと思います。

51ページの債務負担行為の調書でございますが、下から3つ目に（仮称）スマートインターチェンジ新設事業工事等細目協定がございます。こちらの財源の内訳ですけれども、国庫支出金が、補助率が50%から55%の補助金のほ



うで変更しましたので、総額としてはふえてございますけども、一般財源の額としては減少をしてございます。

また、一番下の新規設定の洒水の滝遊歩道整備事業費を追加しております。こちらは、財源としては、現段階では一般財源としておりますが、今後財源の変更も検討していく予定でございます。

すみません。じゃあ7ページにお戻りいただきたいと思います。

7ページの下段の第3表、繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、こちらに記載のとおりでございますが、6の商工費、1商工費の中小企業・小規模企業復旧支援事業、3,393万5,000円は、国の補正予算に伴い繰り越すものでございます。

次の7土木費、2道路橋梁費、町道維持補修事業、792万円は、関係機関との調整に時間を要したため、トンネル等長寿命化修繕計画の策定や橋梁等修繕などを繰り越すものでございます。

次の道路新設改良事業、1,697万8,000円につきましても、こちらも関係機関との調整に時間を要したため、茱萸ノ木松原先線の修正設計や町道塩沢線の測量工事費を繰り越すものでございます。

次の10災害復旧費、1農林水産施設災害復旧費、3,300万円は、農地災害の関係、3観光施設災害復旧費、3,400万円は、中川バーベキューセンターの関係を繰り越すものでございます。

続きまして、事項別に御説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

初めに歳入でございます。

今回、3月補正ということで、歳入歳出ともに各種の事業費がおおむね確定してきたということで、それらに伴う歳入歳出の補正が主なものでございます。

初めに、1款町税、1項町民税、2目法人は、連結決算等により見込みを下回ったことにより、3,400万円の減額でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税ですが、償却資産の見込みにより967万円の減額、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、企業庁の錯誤などにより720万円の減額、5項入湯税は、見込みにより150万円の減額ござ

います。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は、308万9,000円の減額でございます。説明欄に内訳を記載しておりますが、児童数の増減や所得階層の確定、保育単価の確定などによるものでございます。

2目農林水産業費負担金は、33万5,000円の増額でございます。こちらは農地災害復旧の国庫補助の残りの個人負担分でございます。3地区8名分でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目衛生使用料は、300万円の減額です。説明欄の健康福祉センター等使用料では、こちらは台風19号により使用できなかった期間があるため減額をするものでございます。

4目商工使用料は、50万円の減額です。こちらもふれあいビレッジが台風19号により使用できなくなったため、減額をするものでございます。

5目土木使用料は、41万6,000円の減額で、入退居などによる住宅使用料の減や町営住宅駐車場使用料の減でございます。

6目教育使用料は、25万円の減額で、こちらも台風19号によりパークゴルフ場が使用できなかった期間があるため、減額をするものでございます。

2項手数料、2目衛生手数料、47万5,000円の増額は、し尿処理委託の手数料で、新東名工事事業者の使用による増でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、8万円の増額でございます。

1節障害者福祉費負担金は、それぞれサービス利用者数の増により、725万3,000円の増額でございます。

2節児童福祉費負担金は、725万3,000円の減で、子どものための教育・保育給付費負担金、子育てのための施設等利用給付費負担金は、児童数の増によるもの、児童手当負担金につきましては対象児童の減によるものでございます。

3節保険基盤安定負担金、8万円の増額は確定見込みでございます。

3目教育費国庫負担金、20万9,000円の増は対象児童の増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、703万8,000円の減額は、1節の社会福祉総務費補助金は、720万1,000円の減で、こちらはプレミアムつき商品券の利用者が、当初1,800人の見込みが600人になったことによる減でございます。

2節障害者福祉補助金は、11万5,000円の増額で、サービス利用者の増によるものでございます。

3節子ども・子育て支援交付金は、4万8,000円の増で、放課後児童クラブの増と低所得者の副食費の補助でございます。

3目土木費国庫補助金は、138万円の減額です。住宅関連事業、住まいづくり応援制度事業、いずれも確定見込みによる減額でございます。

4目教育費国庫補助金は、16万6,000円の減額で、特別支援教育就学奨励費は人数の見込みによる減でございます。

5目循環型社会形成推進交付金、59万円の減につきましては、浄化槽の設置基数の減によるものでございます。

6目社会資本整備総合交付金は、230万3,000円の減で、事業費の確定によるものでございます。

7目総務費国庫補助金、10万6,000円の増額は、個人番号カードの交付に係る補助の確定見込みによる増でございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、169万5,000円の増額です。

1節保険基盤安定負担金、46万4,000円は確定見込みでございます。

14、15ページをお願いします。

3節障害者福祉費負担金は、利用者の変更によるものでございます。

4節児童福祉費負担金についても、利用者数の増減や対象者数の減によるものでございます。

4目教育費県負担金は、10万4,000円の増額で、対象児童の増によるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、375万2,000円の減額は、1節の地籍調査費補助金と2節水源環境保全・再生市町村補助金は、事業費の確定による減でございます。

4 節未病月間等推進事業補助金、33万9,000円は、確定によるもので、健康スポーツ大会開催事業に財源充当をするものでございます。

2 目民生費県補助金は、58万3,000円の減額です。

3 節障害者福祉費補助金は、6万6,000円の増で、利用者の増によるものでございます。

4 節の児童福祉費補助金は、69万7,000円の減額で、ひとり親、小児医療費は、対象者数の減によるものでございます。

5 節の子ども・子育て支援交付金は、4万8,000円の増額で、放課後児童クラブの増と低所得者の副食費の補助でございます。

3 目衛生費県補助金、24万8,000円の減額ですが、1 節の浄化槽事業補助金、浄化槽助成事業で基数の減による減額でございます。

4 目農林水産業費県補助金は、2,733万8,000円の増額です。説明欄の農地災害復旧事業は台風19号により谷ヶ地区の農地災害復旧の補助金でございまして、補助率はおおむね98%程度でございます。特定鳥獣被害対策事業は確定によるものでございます。

次の2 節林業費補助金は、協力協約推進事業の確定による減でございます。

5 目商工費県補助金は、3,393万5,000円の増額で、台風19号により被災した企業の支援を行う中小企業・小規模企業復旧支援事業の補助金で、国の補助金でございます。

6 目消防費県補助金、456万5,000円の減額は、地震防災関連整備事業の確定によるものでございます。

7 目教育費県補助金は、17万4,000円の減額で、放課後子どもプラン推進事業の確定によるものでございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、146万7,000円の減額は、各種統計調査費の確定によるものでございます。

16、17ページをお開きください。

16款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、83万2,000円増額は、説明欄に記載の各基金の利息の確定見込みによるものでございます。

2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入は、14万4,000円の減額で、水上関係の用地買収の面積確定によるものでございます。

3目物品売払収入は、2,400万円の減額で、プレミアムつき商品券が1,800人の見込みが600人となったためでございます。

17款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金は、18万円の増額です。

1節の教育総務費寄附金、5万円は、教育振興のために寄附をいただいたものでございます。

2節の社会教育費寄附金は、2件分で、1件については7万円の寄附で、生涯学習センター図書室にDVDを購入するための指定寄附があったものです。もう1件は、生涯学習サークルの開催に伴い寄附をいただいたものでございます。

20款諸収入、4項雑入、2目雑入は、195万円の減額です。

1節の町貸付地地代収入、21万5,000円は、返還等による面積の減でございます。

5節雑入は、説明欄に記載のものです。説明欄の雑入につきましては、台風19号による保険金です。災害見舞金につきましては、品川区と県町村会からいただいたものでございます。その他は確定見込みでございます。

18、19ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目の議会費については、362万4,000円の減額で、執行残の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、188万8,000円の減額です。防犯関連事業の光熱水費、19万7,000円は、LED防犯灯の単価の増によるもので、その他については執行残の減額でございます。

2目文書広報費は、106万円の減額で、執行残の減額でございます。

20、21ページをお開きください。

3目財政管理費、109万8,000円の減額は、執行残の減額でございます。

5目財産管理費は、220万2,000円の減額です。

財産管理事業の旧清水小学校修繕負担金、42万9,000円は、旧清水小学校の漏水修理について、町が2分の1を負担するものでございます。基金管理事業については、利息の確定に伴い積立額をそれぞれ変更するものでございます。その他については、執行残の減額でございます。

7目企画費は、56万円の減額で、全て執行残の減額でございます。

9目町政連絡費は、15万円の減額で、こちらも執行残の減額でございます。

22、23ページをお開きください。

11目交通安全施設整備費、39万5,000円の減額は、こちらも執行残の減額でございます。

12目電算管理費は、841万2,000円の増額です。町村情報システム共同運営事業、1,363万1,000円の増額は、県町村情報システム共同事業組合負担金が確定したことによるものでございます。その他については、執行残の減額でございます。

13目地籍調査費、97万7,000円の減額は、執行残の減額でございます。

14目水源環境保全・再生市町村補助金事業費は、説明欄の各事業費の確定による減額でございます。

15目定住総合対策事業費、150万4,000円の減額は、こちらも執行残の減額でございます。

24、25ページをお開きください。

2項徴税费、1目税務総務費、342万円の減額は、こちらも執行残の減額でございます。

2目賦課徴収費、436万5,000円の増額ですが、過誤納金につきましては見込みによる増額で、郵便料については執行残の減額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、2万8,000円の減額です。戸籍情報システム借上料は執行残の減額で、番号システム管理事業については確定によるものでございます。

5項統計調査費、2目指定統計費は、確定によるものでございます。

26、27ページをお開きください。

一番下の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、3,107万9,000円の減額です。一般経費については執行残の減額でございます。

28、29ページをお開きください。

プレミアムつき商品券事業は、1,800人で見込んでおりましたが、600人となったことに伴う減額でございます。

3目社会福祉総務費は、100万4,000円の減額で、確定見込みによる減額で

ございます。

4目老人福祉費は、448万3,000円の減額で、敬老事業については執行残の減額、神奈川県後期高齢者医療運営事業は確定による減額でございます。

5目障害者福祉費は、961万3,000円の増額でございます。在宅障害児者支援事業の重度障害者タクシー利用助成金と障害者施設通所交通費助成金、身体障害者用自動車改造費助成金は、それぞれ対象者がふえたことによるものでございます。

障害者自立支援給付事業は、サービス利用者の増により、899万8,000円の増額でございます。

30、31ページをお開きください。

地域支援事業の日常生活用具給付費は、対象者の増によるもので、その他については見込みによる減額でございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は、11万3,000円の減額です。

出産育児一時金等は当初8人を見込みましたが、3人分の確定見込みにより140万円の減額。保険基盤安定繰出金は、交付額の決定により86万4,000円の増額。保険財政安定化繰出金につきましても、交付額の決定により42万3,000円の増額でございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金、1,550万3,000円の増額は、確定見込みによるもので、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、267万3,000円の減額です。

ひとり親家庭等医療費助成事業の助成医療費と小児医療費助成事業は、対象人数の減などによる減額で、放課後児童クラブ運営事業は、時間延長などにより87万7,000円の増額。32、33ページをお開きください。紙おむつ支給事業は見込みによる減額、子育て支援事業の病児保育事業広域連携実施負担金は利用者の減により13万9,000円の減額、出産祝金につきましては第2子の増などにより13万円の増額、子育てのための施設等利用給付費は、対象者の減により、19万6,000円の減額。副食費補助給付費は、対象者の増により、5万4,000円の増でございます。

2目児童措置費、1,334万円の減額は、確定見込みによる減額でございます。

3目保育園費は、1万3,000円の減額です。賃金については、ゼロ歳児の増などによる増額、保育所児童入所事業は、障害保育所委託の児童数の減などにより減額をするものでございます。

5目認定こども園は、140万8,000円の増額です。認定こども園運営事業の賃金と社会保険料については、乳児の途中入所により増額で、電話料は見込みによる減額、認定こども園維持管理事業の光熱水費は、電気料等の見込みによる増額、修繕費については、プレイルームのガラスの修繕でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、24万7,000円の減額でございます。

34、35ページをお開きください。

母子保健事業については、過年度の精査による県支出金返納金2万円で、一般経費につきましては、見込みによる減額でございます。

健康福祉センター管理事業の賃金は、見込みによる減額で、修繕費につきましては、ボイラーや運動浴槽の漏水の修繕でございます。

2目予防費、422万5,000円の減額につきましては、接種者数の減により、予防接種委託料が242万5,000円の減、がん検診委託料は、受診者数の減により、180万円を減額するものでございます。

3目環境衛生費は、228万6,000円の増額です。地区水道助成事業については、畑沢地区の水道復旧に対し、2分の1を助成するものでございます。駆除業務委託料は、執行残の減額でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、378万7,000円の減額は、浄化槽設置事業の基数の減によるものでございます。

2目塵芥処理費、315万円の減額は、塵芥処理事業、ごみ減量化再資源化事業ともに、執行残の減額でございます。

36、37ページをお開きください。

3目し尿処理費、47万6,000円の増額につきましては、新東名工事業者宿舍等の使用料の増に伴うものでございます。

4目町設置型浄化槽事業特別会計繰出金、25万円の減額でございますが、町単独工事費について、5基の予定がゼロ基になったことによる減額でございます。



5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、32万円の増額は、執行残でございます。

3目農業振興費、173万円の増額は、鳥獣害対策事業の消耗品は見込みによる減額、駆除助成金、183万円の増額は、頭数が当初380頭の見込みが、990頭になったため増額をするものでございます。

5目農地費、93万5,000円の減額は、橋梁点検の執行残でございます。

2項林業費、2目林業振興費は、134万4,000円の減額で、事業費の確定によるものでございます。

38、39ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は、3,380万7,000円の増額です。企業立地奨励金は、確定により、12万8,000円を減額するものでございます。

次の中小企業・小規模企業復旧支援事業、3,393万5,000円については、台風19号により被災した事業用建物や機械設備等の復旧経費に3分の2を乗じた額を実施事業者に対して補助をするもので、3事業者を予定しております。こちらは歳入でもありましたが、国の補正予算に伴う10分の10の補助金でございます。

3目観光費、4万3,000円の増額は、道の駅山北の助成金の確定によるものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は、橋梁点検委託料の執行残の減額、トンネル等長寿命化修繕計画策定業務委託料については、早期に策定するよう国の指導があったため、策定をするものでございます。橋梁等修繕工事につきましては、イマン沢橋ほか1橋の修繕を増額するものでございます。

2目道路新設改良費は、122万円の減額です。測量設計委託料は、執行残の減額、道路新設改良工事は、町道塩沢線の増額、道路用地取得費については、執行残の減額、電柱移設工事負担金は、塩沢線の電柱移設の負担金でございます。

40、41ページをお開きください。

3項河川費、2目丹沢湖砂利浚渫費、307万4,000円の減額でございます。

当初3万立米を見込みましたが、浚渫量が2万3,170立米になったことによる委託料の減額でございます。

5項都市計画費、2目都市公園費、20万円の減額は、河村城址歴史公園整備の執行残でございます。

6項住宅費、1目住宅管理費は、23万1,000円の減額です。町営住宅管理事業、特定公共賃貸住宅管理事業については、確定や執行残による減額、地域優良賃貸住宅管理事業の積立金は、見込みにより95万9,000円の増額でございます。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、200万9,000円の増額は、小田原市消防負担金の確定見込みにより増額をするものでございます。

2目非常備消防費は、47万6,000円の減額です。新団員を14名予定しておりましたが、5名となったため、減額をするものでございます。

5目防災対策費は、652万9,000円の減額で、執行残の減額でございます。

42、43ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、407万5,000円の減額です。説明欄の教職員健康管理事業、給食事業、児童生徒援助事業、一般経費、適応指導教室運営事業、教育給付事業、スクールバス運行事業については、確定見込みや執行残の減額でございます。

3項小学費、18万円の減額は見込みによる減額でございます。

44、45ページをお開きください。

2項川村小学校費、1目学校管理費、40万円の減額は、見込みによる減額でございます。

2目教育振興費、20万円の減額も執行残の減額でございます。

3項三保小学校費、1目学校管理費、60万5,000円の減額は、執行残や見込みによる減額でございます。

2目教育振興費、17万円の減額は執行残の減額でございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費、33万円の減額は見込みによる減額でございます。

2目の教育振興費、25万2,000円の減額は児童生徒派遣費の執行残による減額でございます。

3目給食費、25万円の減額は光熱水費等見込みによるものでございます。

46、47ページをお開きください。

5項幼稚園費、1目幼稚園費、30万円の減額は、臨時教諭賃金の見込みによる減額です。

6項社会教育費、3目青少年育成費、40万円の減額は、放課後子ども教室の賃金の見込みによる減額です。

4目生涯学習センター費は、16万2,000円の減額です。生涯学習センター維持管理事業の管理人賃金14万円の増額は、利用団体の増によるものでございます。光熱水費と多目的ホール運営会議業務委託は、見込みや執行残による減額、図書室運営事業の図書購入費13万円の増は、歳入の社会教育費寄附金をもとにDVDや図書を購入するものでございます。

7項保健体育費、2目体育施設費は、122万円の減額です。こちらは、体育施設維持管理事業は見込みや執行残による減額、パークゴルフ場管理運営事業の委託料は、執行残を減額するものでございます。

10款災害復旧事業費、1項農林施設災害復旧事業費ですが、48、49ページをお開きください。

1目農林水産施設災害復旧事業費は、3,216万5,000円の増額です。測量設計委託料については、執行残の減額、工事請負費3,000万円は、谷峨の4地区の農地災害復旧を行うものでございます。農地災害復旧支援金300万円は、個人の農地復旧に係る補助金で、20件分を予定しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、878万1,000円の増額ですが、委託料につきましては、町道谷戸北畑線の災害査定設計業務委託料、工事請負費については、町道谷戸小山線畑沢地区の復旧と沢見沢災害復旧工事を予定してございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子は、812万2,000円の減額で、借り入れ利率は2%を予定していたものが、0.1%となったことによるものでございます。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費、36万7,000円の減額につきましては、土地開発公社の助成事業でございます。こちらは、町の代行取得していただいているものの借り入れ利率が0.3%から0.175%に

下がったことによるものでございます。

13款予備費については、4,820万1,000円を減額するものでございます。

50、51ページをお開きください。

給与費明細書でございます。こちらは町議会議員の期末勤勉手当の減額です。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

51ページの債務負担行為の調書ですが、先ほど御説明しました下から3つ目の（仮称）山北スマートインターチェンジ新設工事等債務協定の変更と一番下の洒水の滝遊歩道整備事業費が追加となっておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は10時50分とします。

(午前10時33分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前10時50分)

それでは、議案第13号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

11ページの歳入のところなんですけれども、法人税割の3,400万の減額、連結決算が理由だと御説明いただきましたけど、もう少し詳細に御説明いただけますでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 お答えさせていただきます。

まず、岸地区にございました東レ・ダウコーニングさんのほうが撤退というところで、減額の大きな原因となっています。それと町内の大手企業さんのほうが、ちょっと今年度業績が厳しいというような状況から、かような減額というような措置をとらせていただきます。

以上です。

議 長 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 今、企業さんの業績が奮わなかったというのはわかりますけれども、会計

年度の途中で連結決算を選択するということができるんですか。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 申しわけございません。連結という手法がとれるということは、ちょっといけないと思うんですけども、法人のほうの年度内の業績ですか、そういったものが月ごとのほうで出てきたのか、それと、東レさんのほうの撤退時期が明確な部分なかったのが、昨年度の予算のときに、はっきりと見えた部分で、それらを踏まえて、予算の確保のために、当初おったんですけども、結果的に最終の決算額のほうを想定したところ、少し大きな減額というような形が見えたものですから、かような措置をとらせていただいたところでございます。

議 長 石田議員。

13 番 石 田 それでは、一番大きな要因というのは、東レさんの撤退が、この大きな額の要因になったということで、連結決算というのは、最初からわかっていたんじゃないかと思うんですけど、違いますか。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 ちょっと言葉が不足して申しわけございません。確かに、ダウさんのほうのものは大きいんですけども、ちょっと企業をあんまり特定してしまいますと、その企業の業績というものははっきり見えてしまう。

先ほどの私のお答えの中に、ほかにちょっと大きな企業さんも1社あるんですけども、そういうのを余り明確に申し上げますと、その企業さんの状況というものがちょっと推察されてもいけないものですから、ちょっと説明が足らなくなったことは申しわけございませんでした。

議 長 税務課長、連結決算によるという説明が財務課長のほうからあった。その連結決算。

町民税務課長。

町民税務課長 すみません、言葉不足で。先ほど財務課長の説明で連結というような言葉が使われたんですけども、私どもの補正予算のやりとりの中で、私のほうの説明に、ちょっと語弊があったみたいで、財務課長のほうが連結というようなこと、先ほど説明になってしまったかと思うんですけども、実質的には、連結というような手法をとってございませんので、後で申し上げました、私

のほうの説明のほうが、かような事情になっているということで、ちょっと先ほどの説明に関しては、訂正という形でお願いします。

議 長 それでは、先ほどの財務課長の説明の中の11ページの収入の法人税のところ、連結によるという御説明は、これは取り消すということでもよろしいでしょうか。

それでは、それは取り消しということで、今訂正のあった内容に置きかえていただきたいと思います。

石田議員、それでよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

8番、清水明議員。

8 番 清 水 8番、清水でございます。

13ページ、収入のところですが、民生費国庫補助金の社会福祉総務費補助金で、プレミアムつき商品券事務補助金ということで、これ見込みが1,800人が600人になってしまったということでしたが、ちょっとこれ見込みですが、この差が大きいのではないかなということ、その辺、何でこんなに減ってしまったのかということについては、当然ながら分析をされていると思いますので、そこら辺のところについて説明をお願いいたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 プレミアム商品券ということで、当初1,800人を見ておりました。これが600人になってしまったということですけど、ちょっとこれ、山北町に限ったことではないんですけど、県内全体を見回してみますと、申請率が大体、市町村の平均は37%となっております。山北町は38.3%ですね。こちらは上郡の1市5町の中では一番高いほうになっておるんです。

なぜ低くなってしまったかという回答なんですけれど、やはり低所得者が町内で使うとなると、顔見知りの方がいたりですとか、知っている方が店舗に勤めていたりですとか、そういうことがちょっと使いにくくなっているのかなというような気はします。

議 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

もう一度、11ページに戻るんですけども、現年課税分のところ、企業庁の錯誤によるという説明でしたけれども、この錯誤というのは、どういうことなのか。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 お答えさせていただきます。国有資産等所在市町村交付金というのは、国や県が山北町に所有する固定資産、この分をそれぞれの機関が評価価値を計算して、交付金を算出して、町に交付をするというような仕組みでございます。

昨年、水道企業団のほうから計算を誤ったというような申し出がございまして、減額をお願いしたいというようなお申し出がございました。つまり、水道企業団のほうで算出して交付金を確定するんですけども、その確定金額に誤りがあったので、多く交付した分を戻してほしいという、それに基づいて、正直な話、4月に交付決定されて、5月中までに、内容に特に申し出なければ返す必要はなかったんです。来たのも、その期間を過ぎていました。ですけども、やはりお互いの立場を尊重して返還するという形をとらせていただいたのが、今回の次第でございます。

ちなみになんですけども、申し出てきたときに、過去3年間間違っていた。3年分返してほしいというのが、今回の実情だったんです。金額で言ってしまうと、1,400万返せと言ってきたものですから、やはり制度上ではもう返す必要は、町にはなかったんですけども、まだ今年度は、予算執行がなされているさなかだったものですから、ですから、今年度中の700万は、期限は過ぎているんですけども、返還という形、ただ大変申しわけないんですけども、前年2カ年分は、もうお互いに決算のついでところですから、そこは、もう返還は厳しいという形で、両者通して合意させていただいた、このような経緯でございます。

議 長 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸でございます。

そのところの関係わかりませんが、その上の償却資産についての御説明をいただきたいんですが。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 お答えさせていただきます。償却資産のほうの関係なんですけども、2つ大きなちょっと減収状況がございまして、一つは、ちょっとやはり大きな1社が修正を誤ったという、修正申告があったことが反映されています。もう一つは、新東名の工事業者、この方面でいろいろな償却資産が見込めるんじゃないかというような昨年の当初予算のときにはあったんですけども、思いのほか、新東名の業者さんは、資産をリースでやっているものですから、町が償却資産課税できる対象に外れてしまったもので、このような数値になったところでございます。

1 番 瀬 戸 はい、わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

11ページ、住宅使用料のところですけども、現年度分町営住宅使用料、ふえているのに、下の公共賃貸、優良賃貸のほうは減っているわけなんですけれども。その辺、利用者数の関係か、ちょっとその辺を詳しく説明していただきたいと思います。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 住宅の使用料に関しましては、これは毎年前年度の所得によりまして、家賃等が決まってきます。住宅の町営住宅に関しましては、当初見込んでいた所得よりも入居者の方の所得が多かったということで、これは若干の増になっております。

次の特定公共賃貸住宅、こちら、サンライズ東山北なんですけども、こちらに関しましては、逆に所得が減った、また仮にお子さん等が生まれた場合には、その分で、控除ということで家賃等も変わる可能性がありますので、その関係で若干のここで減額となっております。

最後の地域優良賃貸住宅、こちら、サンライズ山北になるんですけども、こちらは、昨年度4件の入退去のほうの関係がありまして、その間、やはり2カ月から3カ月ほど、ちょっと空室、掃除等の関係で空室になる関係がありますので、その間があった関係で、若干この部分に関しては、減額という



形になっております。

議 長 ほかに質疑の方。質疑はよろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第13号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第14号、令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第14号、令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ828万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1,863万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による国民健康保険税の減額、町債の追加で、歳入歳出それぞれ828万1,000円の減額をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第14号、令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

最初に、今回の主な補正は、歳入の国民健康保険税。歳出につきましては、保険給付費の減額等を行うものでありますが、高齢者を中心とした医療費の高額化や高額薬価により、療養給付費につきましては、大きく変動することもあるため、今後の推移においても予断を許さない状況となっておりますが、御理解をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款の国民健康保険税から7款の町債まで、828万1,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで、歳入と同額の828万1,000円の減額を行うものでございます。

第2表の地方債でございますが、財源不足を補うため、神奈川県国民健康保険財政安定化基金貸付金より借入れをさせていただくもので、起債額は2,500万円、利率は無利子で1年据え置き後の3年間の均等払いでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。6、7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、被保険者数の減に伴い、1節の医療給付費分現年課税分は、2,666万7,000円、2節の後期高齢者支援金現年課税分は598万5,000円、3節の介護納付金分現年課税分は98万5,000円の減額で、合計で3,354万7,000円の減額でございます。

1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、被保険者数の減に伴うもので、1節の医療給付費分現年課税分は77万1,000円。

2節の後期高齢者支援金現年課税分は18万7,000円。3節の介護納付金分現年課税分は10万5,000円の減額で、合計で106万3,000円の減額でございます。

す。

3款1項2目の保険給付費等交付金特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特定健診分の交付額確定によるもので、144万4,000円の増額でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、2節の出産育児一時金繰入金は、出産見込み数が減少したことに伴い、140万円の減額でございます。

3節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分繰入金は、交付額の確定により、49万3,000円の増額でございます。

4節の保険基盤安定繰入金保険者支援分繰入金は、交付額の確定により、37万円の増額でございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金は、交付額の確定により、42万2,000円の増額でございます。

7款1項1目の財政安定化基金貸付金につきましては、先ほど御説明しましたが、財源不足を補うため、神奈川県から借入れをさせていただくもので、2,500万円でございます。

8、9ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、一斉更新に係る被保険者数が見込みより減少したことにより、郵便料等が少なかったため、9万9,000円の減額でございます。

2款1項2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者の減少に伴い、332万8,000円の減額でございます。

2款1項3目の一般被保険者療養費につきましては、医療費増加によるもので、91万1,000円の増額でございます。

2款1項4目の退職被保険者等療養費につきましては、被保険者数減少によるもので、9万円の減額でございます。

2款1項5目の審査支払手数料につきましては実績により、12万円の増額でございます。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、医療費増加によるもので、298万4,000円の増額でございます。

2款2項2目の退職被保険者等高額療養費につきましては、被保険者数減

少によるもので、9万円の減額でございます。

10、11ページをお開きください。

2款2項3目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、支給対象者確定によるもので、25万1,000円の増額でございます。

2款4項1目の出産育児一時金につきましては、出産見込み数が8人から3人に減少したことに伴い、210万円の減額でございます。

4款2項1目の保健事業費につきましては、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知作成件数が減少したことに伴い、36万円の減額でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、調整の結果、648万円を減額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第14号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

5番、鈴木登志子議員。

5番 鈴木 鈴木でございます。

収入のところ、先ほど保険者数が減だということなんです、これ何人ぐらいが減ってマイナスになっているんでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 保険者数の減でございますが、世帯では、当初1743世帯を予定しておったわけですが、1733世帯ということで、10世帯減っております。一般のほうで、被保険者のほうが、当初2728人予定しておったわけなんです、2640ということで、約80人ほど減っております。退職のほうにつきましては、12人が現在は一人ということで、ともに減っているという状況でございます。

議 長 鈴木登志子議員。

5番 鈴木 すみません。この保険者数というのは、当初予算のときには見込めないんですか。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 当初のこちらの予算を編成するのは、どうしても11月末になりますので、そこからずれ込むということで、こういう差が生じてしまうのが現実でございます。

議 長 ほかにございせんか。  
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第14号を採決いたします。原案に賛成者は起立願  
います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。  
日程第14、議案第15号、令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第2号)を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第15号、令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2  
号)。

令和元年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に  
定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,385万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、健康診査委託料  
の増で、歳入歳出それぞれ31万2,000円を増額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第15号、令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計補正  
予算(第2号)について御説明申し上げます。

14、15ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入は5款諸収入を32万  
1,000円増額するものでございます。

歳出は、1 款の総務費から 4 款の予備費まで、歳入と同額の 32 万 1,000 円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

16、17 ページをお開きください。

歳入でございますが、5 款 2 項 1 目の雑入につきましては、健康診査受診者増加によるもので、21 万 2,000 円の増額です。

5 款 3 項 1 目の保険料還付金につきましては、前年度還付金が増加したことにより、10 万 9,000 円の増額でございます。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、健康診査受診者増加により、34 万 7,000 円の増額です。

3 款 1 項 1 目の保険者還付金につきましては、前年度還付金が増加したことに伴い、11 万円の増額でございます。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、調整の結果、13 万 6,000 円の減額でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 15 号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 15 号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 15 号は、原案どおり可決されました。

日程第 15、議案第 16 号、令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 16 号、令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第 2 号)。

令和元年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第 2 号)は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,702万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,423万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なもの、浄化槽設置事業の減であり、歳入歳出それぞれ2,702万9,000円を減額するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第16号、令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

19、20ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、2款使用料及び手数料から5款繰入金まで、補正額2,702万9,000円の減で、補正後の額は、3,423万2,000円でございます。歳出につきましては、1款事業費、2款予備費を合わせまして歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

21、22ページをお開きください。

歳入でございます。2款1項1目浄化槽使用料につきましては、当初新規に5基分の設置を見込んでおりましたが、本年度は設置の予定がないため、42万5,000円を減額するものでございます。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金につきましても、本年設置予定がないため、全額の904万2,000円を減額するものでございます。

4款1項1目町設置型浄化槽事業補助金は、同じく設置予定がないため、全額の1,731万2,000円を減額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましても、25万円を減額するものでございます。

23、24ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目浄化槽整備費で、3,208万5,000円を減額するものです。主な要因といたしましては、浄化槽設置事業の15節工事請負費は、当初5基を見込んでおりましたが、本年度設置予定がありませんので、全額の2,926万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、浄化槽維持管理事業の委託料につきましては、保守点検や清掃業務を減額し、また基本構想策定業務においては、本事業の歳出を抑制するため、委託内容を精査し、職員の直営で資産整理や収支計画などの資料作成に切りかえたため、合わせて263万5,000円を減額するものでございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出差っ引きの505万6,000円を増額し、補正額の額は、2,418万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第16号について、質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

議 長 12番、山田陽子議員。

12 番 山 田 山田です。

5基設置予定だったのがゼロ基になってしまったという要因というのは、どういったものでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 この事業につきましては、森林環境税の関係で事業をしております、今3期目に当たります。ほぼですね、前に一度町民の方にもアンケート調査いたしまして、設置希望のある方という中もあるんですけども、その中で、ほとんどの方がもう設置をされていると。これからは、維持管理の時代に入っていくのかなというようなことで、今考えております。

議 長 設置が、5基ができなかった要因。

上下水道課長。

上下水道課長 すみません。この設置がなかったというのは、町民から希望があって設置するものでございまして、もうほとんどの三保集水ダム区域の町民の方が、もう設置しているということで、希望がないということで、ゼロということで。

すみません。当初の5基についてなんですけど、これは水源3期の計画の



中で、1年間に5基を設置しろという、設置しろというか、計画になっております。町といたしましても、広報、ホームページで、さらなる周知をしておるところなんです、結果的には、今年度希望がなかったということで、設置がゼロというようなことになっております。

議 長 よろしいですか。

山田陽子議員。

12 番 山 田 この質問を今しているのかどうかかわからないんですが、昨日の予算の説明のときには、3基、来期で設置予定みたいな話を聞いたんですが、やっぱり毎年、一応希望はなくても設置するという考えでよろしいんですか。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 昨日の予算の中でも、平成29年から令和3年までですか、は3期計画となっております、毎年5基を計上しております。

議 長 副町長。

副 町 長 この事業は、高度処理型といたしまして、三保地区に限った中でやっているものなんですけれども、県との調整の中で、水源環境保全の関係で、交付金  
の関係で、事業計画を毎年出さなきゃいけないと。その事業計画に従って予算を計上しているという形で、実際は、もう一般の住宅ですと、もうほとんどつけ終わっているんですが。ただ大手の企業、例えば旅館とか、例えば公共施設の大きいものとか、そういうものは、やはりこれからやっていかなきゃいけないというふうに思いますけれども、やはり、やるには自己負担というか、負担金も多くなります。それから使用料も結構かかってしまいますので、これは、やっぱり個人のそれぞれの考え方、また町有施設だとしても、町  
の関係で、予算の関係で、莫大な予算がかかってしまうということで、計画は計画なんですけれども、ちょっとまだそこまでできていないということなんですけれども、計画は計画で、そのとおりで予算計上していくという形で御理解いただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第16号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第16号は、原案どおり可決されました。  
日程第16、議案第17号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第17号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。  
令和元年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,890万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億6,611万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による保険給付費の減であり、歳入歳出それぞれ2,890万5,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第17号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

26、27ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入は2款分担金及び負担金から7款の繰入金まで2,890万5,000円の減額を行うものです。歳出は1款の総務費から5款の基金積立金まで、歳入と同額の2,890万5,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

30、31ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、配食サービスの利用が見込みより少なかったことにより、60万円の減額でございます。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、交付額確定により、1,774万7,000円の減額でございます。

4款1項2目の地域支援事業交付金につきましては、交付額確定により、32万7,000円の増額でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、交付額確定により、45万6,000円の減額でございます。

5款2項1目の調整交付金につきましては、給付額の見込み及び地域支援事業調整交付金の確定により、128万1,000円の減額でございます。

2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、交付額確定により、46万6,000円の減額でございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、交付額確定により、40万3,000円の減額でございます。

4目の事業費補助金につきましては、介護保険システムの改修事業費が確定により、37万4,000円の増額でございます。

8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、交付額確定により、59万円の減額でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、見込み額により、418万7,000円の減額でございます。

6款2項1目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、見込み額により、29万1,000円の減額でございます。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、見込み額により、20万2,000円の減額でございます。

32、33ページをお開きください。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、見込みにより、1節の介護給付費繰入金につきましては、1,676万3,000円の増額でございます。

2節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につつま

しては、33万6,000円の増額でございます。

3節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、18万9,000円の減額でございます。

4節の1号被保険者保険料負担軽減分繰入金につきましては、9万8,000円の減額でございます。

6節の事務費繰入金につきましては、130万9,000円の減額でございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、1,888万6,000円の減額でございます。

34、35ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、12節の役務費でございますが、介護保険アンケート調査に係る郵送料減により、21万1,000円の減額でございます。

19節の負担金補助及び交付金ですが、介護保険指定機関等管理システム及び神奈川県町村情報システム共同事業組合の負担額確定により、57万6,000円の増額でございます。

1款3項1目の認定調査費につきましては、認定調査の見込みにより、7節の賃金は認定調査員分で、86万円の減額でございます。

12節の役務費は、主治医意見書手数料の見込みにより、44万円の減額でございます。

2款1項1目の介護サービス等給付費につきましては、居宅介護サービスはふえましたが、施設介護サービス、居宅介護住宅改修、居宅介護サービス計画、地域密着型サービスは利用件数が減っており、実績見込みにより、2,900万円の減額でございます。

2款2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、それぞれの利用件数が減ったため、実績見込みにより、400万円の減額でございます。

36、37ページをお開きください。

2款4項1目の高額介護サービス費につきましては、実績見込みにより、400万円の増額でございます。

2款5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、利用件数がふえたため、実績見込みにより、200万円の増額でございます。

2款6項1目の介護医療合算介護サービス費につきましては、利用件数がふえており、実績見込みにより、110万円の増額でございます。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問事業の利用件数がふえたため、実績見込みにより、20万円の増額でございます。

3款3項2目の任意事業費につきましては、8節の報償費ですが、成年後見制度の後見人への謝礼金が確定したため、32万2,000円の減額でございます。

13節の委託料につきましては、配食サービスの利用件数の見込みにより、126万円の減額でございます。

38、39ページをお開きください。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、積立額の確定により、68万8,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第17号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第17号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第17号は、原案どおり可決されました。

日程第17、議案第29号、町道路線の廃止について(No.10号(河内川谷戸線))を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第29号、町道路線の廃止について。

町道路線の廃止について、次のとおり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、町道河内川谷戸線は、（仮称）山北スマートインターチェンジ設置に伴い、路線及び終点を変更するため廃止するものです。

詳細については、担当課のほうから説明をいたします。

議 長  
都 市 整 備 課 長

都市整備課長。

それでは、議案第29号について御説明いたします。

町道河内川谷戸線は、現在、主要地方道山北藤野線との接点を起点としまして、清水やまなみ橋を渡り、町道塩沢線との交点を終点とする総延長316メートルの路線でございます。ここで、（仮称）山北スマートインターチェンジの設置に伴い、本路線をスマートインターまでのアクセス道路として整備するに当たり、路線終点の位置及び路線名を変更したく、道路法第10条第3項の規定によりまして、全線を一旦廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第29号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長

御異議ないので、議案第29号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議 長

起立全員。よって議案第29号は、原案どおり可決されました。

日程第18、議案第30号、町道路線の認定について（No.10号（スマートインター）線）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長

議案第30号、町道路線の認定について。

町道路線の認定について、次のとおり道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、本路線は、（仮称）山北スマートインターチェンジ設置に伴い、新規認定するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
都 市 整 備 課 長

都市整備課長。

それでは、議案第30号について御説明いたします。

1枚、おめくりください。

路線番号10、路線の名称、スマートインター線。起点、湯触字宮原208-7。終点、川西字モチアキド1051-2-13。総延長2,260メートル。

もう一枚、おめくりください。案内図のほうで御説明いたします。

青色で着色してありますのが新東名高速道路で、図面の右側が東京方面、左側が名古屋方面となっております。そして、赤色で着色してありますが、スマートインター線になります。

起点につきましては、図面右側の主要地方道、山北藤野線との接点でございます。ここから御殿場方面に向かいます。時計回りで新東名高速道路の下をボックスカルバートでくぐりまして、周回したところで終点となります。こちらの環状部分につきましては、一方通行となる予定です。

この赤色の部分を道路法第8条第2項の規定によりまして、町道として認定するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第30号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

2番、山崎政司議員。

2 番 山 崎

確認をさせていただきたいんですが、今の図面で見ますと、清水やまなみ橋からスマートインターまでの間が、路線番号10番という形になっておりますけれども、廃止の路線も10番という形になっています。そうしますと、現在の塩沢の住宅に行っている町道の取り扱いはどういう扱いになるのでしょうか。

議 長  
都 市 整 備 課 長

都市整備課長。

塩沢の集落に行くまでの道は、そのままの清水の支所から塩沢線の起点ということでなっておりますので、今現在、ちょっと新東名の工事で通行どめにはなっておりますけれども、それは、そのまま集落まで塩沢線という形で残しておきます。

議 長 路線が違うということですよね。

都市整備課長 そうです。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 そうしますと、路線が、10号が2本という形になるんですか。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 10号は、スマートインター線になります。支所のほうは、また別のルートで、路線名違いますので、よろしいでしょうか。

議 長 ほかにございますか。

それでは、質疑は終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第30号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第30号は、原案どおり可決されました。

日程第19、議案第31号、指定管理者（公募施設）の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第31号、指定管理者（公募施設）の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立きこ園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第31号、指定管理者（公募施設）の指定について、御説明申し上げます。

今回の指定管理者の公募については、令和2年2月6日に開催いたしました山北町指定管理者選定委員会において選定したものでございます。



1枚おめくりください。山北町公の施設の指定管理者（公募施設）の指定について。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立きのこ園。
  - 2、指定管理者となる団体の名称、山北町森林組合。
  - 3、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。
- 説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第31号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。  
この指定管理者となる山北町森林組合は、このきのこ園をどのような方法で利用したいと言っているのでしょうか。

議 長 商工観光課長。  
森林組合といたしましては、きのこをですね、当然、そういう施設でございますので、いろいろな種類のきのこをつかって、行く行くは、行く行くはとか、計画の中では、以前開催していた、きのこ祭りをまた再開していきたいというような熱い思いもございますので、御承知おきください。

議 長 ほかによろしいですか。  
12番、山田陽子議員。

12 番 山 田 このきのこ園の周辺に薬草園ですとか、森林館とかございますが、そちらの施設は公募したりはしないのでしょうか。

議 長 商工観光課長。  
今休館中になってございまして、使い方、利活用の方向がまだ定まっていないというようなこともございますので、きのこ園をここで管理者を決めて、森林館、きのこ園、薬草園については、今後というようなことになろうかなと思います。

議 長 ほかにございませんか。  
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第31号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第31号は原案どおり可決されました。  
日程第20、報告第2号、指定管理者（非公募施設）の指定の取消しについてを議題といたします。

報告をお願いいたします。町長。

町 長 報告第2号、指定管理者（非公募施設）の指定の取消しについて。  
指定管理者（非公募施設）の指定の取消しについて、別紙のとおりとしたので報告するものとする。

令和2年3月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますけども、現指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるため、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取り消しを行うものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、報告第2号、指定管理者（非公募施設）の指定の取消しについて御説明申し上げます。

今回の指定管理者の取り消しについては、令和2年2月6日に開催した山北町指定管理者選定委員会において、指定の取り消しを了承したものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者（非公募施設）の指定の取消しについて。

1、指定の取り消しとなる公の施設の名称、山北町立河内川ふれあいビレッジ。

2、指定の取り消しとなる団体の名称、清水地区振興協議会。

3、指定を取り消す年月日、令和2年3月31日。

4、取消し理由、令和元年10月12日の台風第19号により、施設が甚大な被害を受け、復旧の目途が立たない状態となり、指定管理者が管理業務を実施することが不可能な状態となったため、指定を取り消しするものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第2号につきましては、報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

9 番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9 番、児玉でございます。

報告ということですので、ちょっと確認という話になりますが、まず、ここで廃止になると、取り消しになるといったところで、今ここで働かれていた方が何名ぐらいの方がいらっしゃって、多分その雇用がなくなってしまうというか、そういう形になってしまうのかなと思うんですけど、これは、もうある種、予想しない事態が、突発的な災害が起こったということで、こういうふうになったことは、いたし方ないと思うんですが、そういった方たちの、例えば町からの補償というか、何かその辺はお考えはあるんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 清水河内川ふれあいビレッジにつきましては、清水の地区振興協議会、地区振のほうにお願いをしておる施設になります。それで、その地区振にお願いをしておるといようなことで、そこで働いていた方々のちょっと今後の行く末等々については、承知してない部分がございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 児玉です。

繰り返しますが、予想しない事態が起こったことで、多分、その方たちのね、ある種、この先どうしたらいいかという話になってくるのかなと想像では思ってしまう。そんな感じがします。

私、一般質問でもさせてもらいましたけれども、やはり、これが取り消しになって、あそこがこれからどうなるのかといったところが、やっぱり一番気になる場所だと思うんですけど、この先のこと、スケジュールとか、そういった部分がもしどういった姿になるのかも含めて、おわかりならば、教えていただきたいと思います。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 この3月議会の最終日に、全員協議会の中で、また具体的に説明させていただければなど、そのように思っております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水でございます。

今回は指定管理者（非公募施設）ということでありまして、そのほかに当然ながら公募施設があるということですが、何というんですか、これは非公募、これは公募するという基準みたいなものはあるんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 公募、非公募というのは明確な基準がございまして、その基準の中で振り分けさせていただいて、募集のほうはかけさせていただいております。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 ちょっと補足させていただきます。地方自治法が改正されまして、この指定管理者制度というのは導入されたんですが、法律上、基本的には公募ということになっております。ただ、やはり公募しても、公募だと入札のような形になりますので、これが、いろいろ観光施設があるところだと公募すれば、いろんな業者も集まってくるんですが、なかなか集まらないところもある部分については、非公募でやってもいいという法律のつくりになっております。

議 長 先ほどの児玉洋一議員の質問に対しまして、全員協議会で詳細の説明はあろうかと思えますけれども、概要程度で結構ですので、発表、答弁できるのであれば、ここでお願いをしたいと思えますけれども。

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 簡単に申し上げまして、現在、ビレッジに鹿島建設さん、張りついてございます。鹿島建設さん、当然、中日本高速道路のもとでそこに張りついているというようなことになろうかなと思うんですけども、災害が現在のように起こってしまって、流出した土砂の搬出、これが大きな問題になっていようかなと思います。

それで、この土地を中日本高速道路さんのほうにお貸しすると。実際に使うのは、鹿島さんと東急建設さんになろうかなと思うんですけども、その2社が使う際に、その土砂を撤去しまして、新東名の工事が終わるまでそこに利用していただくと。その後は、部分的に保険に入っている建物もございまして、保険対応で建て直すというようなことも可能になってきますので、

工事が終了後、新たなリニューアルしたふれあいビレッジにしていくのかと  
というようなことで、今想定の中で考えて進めております。

議 長 副町長。

副 町 長 あと児玉議員の今の御質問の中で、今現在ふれあいビレッジに就労させて  
いる、勤めている人たちの問題でございますけれども、本来のもので言えば、  
指定管理者というものが自分たちでやるのが筋ではございますけれども、やは  
り、これは清水地区の振興協議会という中でやった中で、清水地区の振興協  
議会の会長さんとはお話をした中で、とりあえず、もうあの施設ないから、  
もうあなたは要らないよというのはいけない、それは言えないですよ。何  
かあったときに、清水地区のこの指定管理者のほうで、多少なり救う手だて  
は考えてほしいと。それで、どうしようもなかったときには、町が補填する  
ということじゃなくて、相談には乗らせていただきますよという話はして  
ございますので、その辺のところは、今後のところで、また今後、いろい  
ろな意味でお話や相談があると思います。

議 長 丁寧な回答ありがとうございました。

ほかに質疑ございますか。

質疑が終わりましたので、報告第2号については、これで終了といたしま  
す。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたしま  
す。 (午前11時58分)